平成２２年（フ）第１２７号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門575番地３、前住所福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目１番38―403号
債務者　島村　法史
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１２８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字古門575番地３、前住所福岡県遠賀郡遠賀町遠賀川２丁目１番38―403号
債務者　島村　　誠
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第４４７号
福岡県久留米市野中町406番地14
債務者　山口　道生
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３３号
佐賀市大和町大字川上667番地１
債務者　北村千鶴子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５９号
宮崎県日南市木山１丁目７番35号
債務者　河野　和子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第７４１号
鹿児島県鹿児島市紫原１丁目56番64―22号
債務者　那須　博人
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７４４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町26番29号　グランデ瑞穂３Ａ号
債務者　藤原　豊博
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第７６０号
鹿児島県鹿児島市明和３丁目22番２―43号
原良第二団地Ｂ棟403号
債務者　浅尾　真子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第５０５号
沖縄県豊見城市字豊見城83番地２　テラスとみしろＡ―103号
債務者　淵脇　京香（旧姓武富）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５１４号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地　石嶺市営住宅４―101号
債務者　堀川　恭憲
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３１８号
長野県上水内郡飯綱町大字東柏原34番地イ
債務者　名古　雄哉
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１４５号
大阪府門真市朝日町13番４号
債務者　加藤　浩一
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１０３号
大阪府高槻市富田町２丁目７番24号
債務者　池田　　大
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０２３号
大阪市城東区中央１丁目６番23号　マイハイツセリガン503
債務者　時田　秀夫
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０８９号
大阪府高槻市清福寺町24番13号
債務者　杉崎　洋之
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０９７号
大阪府東大阪市玉串町東３丁目３番49号
債務者　中川保温工業こと　中川　祐司
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１２９号
大阪府八尾市福万寺町１丁目89番地の20
債務者　今村　智恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８１７０号
大阪府豊中市服部元町２丁目12番20―201号
債務者　池田　政道
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで大阪地方裁判所第６民事部